

農地法第3条（農地の権利移動）許可申請者のみなさんへ

農地について権利を設定移転する場合は、農地法の規定に基づく許可申請が必要です。
で、許可区分に注意し関係書類を整えてご提出ください。

◇ 提出期間

毎月5日から15日までの間に農業委員会事務局へ提出。
（開庁日の執務時間中（8：30～17：15）のみ受付。）

◇ 許可区分

農業委員会許可（1部提出）

◇ 添付書類 ◎印は必ず添付。

◎ 許可申請書（様式第1号の1, 2）

- ・ 申請者の氏名および住所は、住民票の住所、氏名を記載すること。
- ・ 登記簿謄本住所と申請人住所が異なる場合は、住民票記載事項証明書を添付。
- ・ 申請者の署名は、必ず本人が自署すること。（自署できない場合は、要押印。）

◎ 申請農地の登記簿謄本（6箇月以内のもの）

- ・ 相続登記を了していない場合には、すみやかに相続登記を了し、完了後提出。

◎ 申請農地の位置図

- ・ 図面の中央に申請地を表示（1/10,000 および 1/2,500 程度 双方必要。）
- ・ 住宅地図は使用できません。

◎ 理由書

- ・ 譲受人、譲渡人ごとに、その事由の詳細を明らかにすること。

◎ ^{えちがわ}愛知川沿岸土地改良区組合員の農地資格交替通知書

愛知川沿岸土地改良区

〒527-0032 滋賀県東近江市春日町2番7号 TEL (0748) 22-1296

◎ 地元担当地域の農地利用最適化推進委員の意見書

- ・ 関係書類を全部整えて詳しく説明し、確認印を受けること。
⇒別紙「意見書の記載要領について」参照。

○ 耕作証明書

- ・ 譲受人の耕作農地が愛荘町以外にある場合、当該農業委員会が発行するもの。

○ 営農計画書

- ・ 新規営農者（新規で農地を所有または利用する者）の場合等。

○ 小作人の同意書

- ・ 基本原則、3条で所有権移転する場合は、本人耕作を条件としております。
ただし、贈与等で小作地について小作人以外の者が所有権を取得しようとする場合は、小作人の同意。

○ 権利者の同意書または抹消承諾書

- ・ 取得しようとする農地等に仮登記、差押、仮処分の権利が設定されている場合は、権利者の同意。所有権移転の場合は権利者の抹消承諾。
※ 地役権等が設定されている場合は、同意のみ得ていればよい。

○ 組合員資格得喪通知書

- ・ はたしやう 秦荘 土地改良区、えちがわ 愛知川土地改良区域内に申請農地がある場合。

秦荘土地改良区、愛知川土地改良区

あびこ
〒529-1234 滋賀県愛知郡愛荘町安孫子825 番地 TEL 070-5016-6441

○ その他必要と認められる書類

- ・ 通作距離が概ね 10 km以上の場合は、通作経路図・農地集団化現況図および農舎等の位置や農機具の運搬方法などを記載したもの。

◇ 留意事項

次に該当する場合には、許可することができません。

- ・ **譲受人が従来から違法な貸付地、違反転用、不耕作地等があり耕作等の事業を必ず行おうと認められない場合。**
- ・ **農地の権利を取得しようとする者またはその世帯員等が、農作業に常時従事すると判断できない場合。**
- ・ **法人である場合は、農地所有適格法人の要件を満たさない場合。**

◇ 農地法許可申請にかかる注意事項

● 代理申請の場合は委任状、確認書を添付してください。

行政書士等の代理人による農地法の許可申請手続き（3条・4条・5条）には、申請者（譲受人）が申請行為者（代理人）に対し申請手続きを委任した旨の委任状の添付が必要になります。【平成 15 年 1 月 22 日付け農林水産省通知】

あいしやうちやう 担 当 : 愛 荘 町 農 業 委 員 会 事 務 局 しがけん えちぐん あいしやうちやう えちがわ 〒529-1380滋賀県愛知郡 愛荘町 愛知川72 番地 愛荘町役場 本庁舎 1 階 農林振興課内 TEL (0749) 42-8013 FAX (0749) 42-6090 E-Mail norin@town.aisho.lg.jp
--